

中学校教則大綱期（1881～1889）の「国語」教育と「国語」教科書  
——中等学校国語教育史（三）——

浜本 純逸

目 次

はじめに——本稿の課題

一 中学校教則大綱と中学校の「国語」教育

- 1 中学校の開設
- 2 一八八一（明治一四）年前後の「国語」関連科目の授業内容
- 3 「中学校教則大綱」の和漢文科教授要旨
- 4 各府県教則に定められた和漢文科教授要旨

二 中学校教則大綱期前後に使用された和漢文教科書

三 稲垣千穎編『本朝文範』、『和文読本』

1. 稲垣千穎編『本朝文範』
2. 稲垣千穎編輯『和文読本』

四 中学校教則大綱と女学校の「国語」教育

1. 女子中等教育制度の状況

五 下田歌子編『和文教科書』——最初の女子用「国語」関連教科書

六 「和漢文」の授業

- 1 一八七九（明治十二）年ころの漢文授業
  - 2 女学校の場合
  - 3 教師の担当教科
  - 4 女学校の教授要旨
  - 5 技芸学校の授業
  - 6 教会系女学校の教科課程
- おわりに

## はじめに——本稿の課題

西南の役（一八七七〈明治十〉年）によって維新の混乱が一応の終息を見ると、明治政府は君主権の強い立憲君主制の樹立に向けて政治、経済、教育の施策に着手した。一方、公論に基づく政治をおこなうための国会開設を求めて、一八八二（明治十五）年を頂点に自由権運動が高まっていった。

教育界では、小学校制度の普及にともない、小学校教員養成のための師範学校の充実と中等学校設立・拡張要求が広がっていった。中等教育の必要性が自覚されていったのである。教科教育の面では西欧の教科書ではなく自前の教科書創造とその授業方法の開拓が求められていた。

本稿は、まず明治十四年公布『中学校教則大綱』の内容と各県・各中等学校での教則への波及状況を調べる。つぎに『大綱』の「和文科教授要旨」に基づいて作られた二種の和文教科書、稲垣千穎編『和文読本』・下田歌子編『和文教科書』を中等学校国語教育の歴史に位置づけることを試みる。

### 一 中学校教則大綱と中学校の「国語」教育

#### 1 中学校の開設（補注、管見による、その一部を記載する。）

一八七八（明治十一）年四月 東京府第一中学校→日比谷高等学校

四月 姫路中学校→姫路西高等学校

一八七九（明治十二）年九月 公立洲本中学校→洲本尋常中学校→洲本高等学校

一八八〇（明治十三）年一月 長野県 第十八番中学校→松本深志高等学校

六月 公立岩手中学校→盛岡中学校  
月中学校→茨城県水戸中学校

八八一（明治十四）年四月 総養→洛南高等学校・洛南高等学校附属中学校

一八八二（明治十五）年 第一済々黉→熊本県立済々黉高等学校

一八八三（明治十六）年四月 私立東京英和学校→私立青山学院尋常中学部

八月 県立茨城第二中学校→茨城県土浦中学校

六月 長野県上水内郡立中学校→長野中学校

一八八四（明治十七）年七月 県立安積中学校→安積高等学校

七月 青森県中学校→青森県第一尋常中学校→弘前高等学校

一八八五（明治十八）年四月 県立大分中学校→大分上野丘高等学校

一八八八（明治二一）年八月 私立暁星学校→私立暁星中学校

一八八九（明治二二）年四月 尋常中学郁文館

#### 2 一八八一（明治一四）年前後の「国語」関連科目の授業内容

1) 一八八一年一月の松本中学校規則「松本中学校規則」によれば、「文学科」の授業内容は、漢文を講読し、漢作文することであった。

学科課程（第八級 第一年前期～第一級 第四年後期）文学 各一週六時）

第八級 文学 正文章軌範卷之一・二ヲ講読セシメ兼テ真仮名ヲ作ラシメ又記事文ヲ与ヘテ漢文ニ復サシム

第七級 文学 正文章軌範卷之三ヨリ七マテヲ講読セシメ兼テ作文及復文セシムル

第六級 文学 八大家文卷之十ヨリ二十マテヲ読シメ兼テ真仮名ヲ作ラシメ又俗文ヲ与ヘテ漢文ニ訳サシム

第五級 文学 八大家文卷之二十一ヨリ三十マテヲ読マンメ兼テ作文及訳文セシムル  
前級ニ同シ

第四級 文学 八大家文卷之一ヨリ九マテヲ読シメ兼テ漢文ヲ作ラシム

第三級 文学 春秋左氏伝卷之一ヨリ十マテヲ講

読セシメ兼テ漢文ヲ作ラシム

第二級 文学 春秋左氏伝卷之十一ヨリ二十マテ  
ヲ講読セシメ兼テ漢文ヲ作ラシム

第一級 文学 春秋左氏伝卷之二十ヨリ卷尾マテ  
ヲ講読セシメ兼テ漢文ヲ作ラシム

(松本深志高等学校刊行委員会編『長野  
県松本中学校・長野県松本深志高等学校九  
十年史』一九六九(昭和四十四)年三月二  
十日 松本深志高等学校刊行委員会刊 三  
二～三四頁)

## 2) 一八八二年 岩手中中学校教則 和漢文

和文ハ古今ノ雅文ニ就キ其意味、字論、詞論、  
文論等ヲ授ケ、稍ク進ムニ随ヒ、雅文或ハ和  
歌ニ照シ其實用ヲ指示シ、時トシテ簡易ナル  
雅文及和歌ヲ作ラシム。

漢文ハ先ヅ古今ノ文章ニ就キ読法・字義ヲ授  
ケ、漸ク句法・章法・篇法、漢字使用法ニ及  
ビ、唐宋 諸家ヨリ先秦古文ノ諸体ヲ研究  
シ、其応用ニ達セシムルヲ要ス。

作文ハ宿題即題ニ依リ、先ヅ日用贈答書牘文  
或ハ仮名交リ記事文ヲ作ラシメ、漸ク進デ漢  
文ノ小品記事ヨリ論説ニ及ビ、既ニ得ル所ノ  
文体・文理ヲ応用セシメ、達意・修辭ノ要ヲ  
悟ラシムルヲ要ス。

(岩手県立盛岡第一高等学校 校史編集委員会  
『白堊校百年史通史』一九八一年六月十五日発  
行同校創立百周年記念事業推進委員会五〇頁)

岩手の十五年版は「和漢文科」の内容を  
和文・漢文・作文の三領域と見なしていた。  
和文では文法を教え、雅文・和歌の解説に文  
法を応用していた。漢文は先ず読法を教え  
漢作文へと導いていた。作文は手紙文を教  
え記事文を書かせ漢作文へと進んでいた。  
和文にしても漢文にしても卒業までの目標  
は作文力を育てることであった。

## 3 『中学校教則大綱』(一八八一(明 治十四)年七月)——和漢文科教授要旨

明治十三年の「改正教育令」では、中学  
校に関しては、「高等ナル普通学科ヲ授ク

ル所トス」(第四条)とあるだけであった。  
入学時期、修業年限、教則等について全国  
に共通する規定はなく、「民為放任」とい  
う状態であった。そのため学校施設・教員  
組織・教育内容も千差万別で貧弱なところ  
もなくはなかった。そのため、現場には「標  
準化・制度化」を求める声もあった。

維新の急激な西欧化・近代化に対する反  
省の風潮に添って、政府は「啓蒙主義から  
儒教主義に基づく徳育」へと思想の標準化  
をも図った。

国語科教育においても多様であった内容  
を整理して方向づけた。その先導性・模範  
性は教育内容や方法の画一化を進め、教師  
たちの自主的な研究を阻み、創意ある実践  
上の工夫を抑制するものともなったのであ  
る。

『中学校教則大綱』の第1条では、中学  
校の目的を次のように定義していた。

中学校ハ高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ  
中人以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校  
ニ入ルカ 為メニ必須ノ学科ヲ授クルモノトス

このときから、中学校は、職業準備の学  
校と進学準備の学校という二つの性格を持  
つことになった。中学校を、初等中学科(四  
年制)と高等中学科(二年制)の二段階とし、  
初等中学科の学科目は、十八九科目であっ  
た。

修身、和漢文、英語、算術、代数、幾何、地  
理、歴史、生理、動物、植物、物理、化学、経  
済、記簿、習字、図画及唱歌、体操

『学制』における「国語学」「古言学」  
を「和漢文」として統合し、「和漢文」の  
内容は「読方」と「作文」に分けた。

「和漢文科」の毎週の時数は、初等中学  
科一～四学年、高等中学科一・二学年まで  
学年順に7-6-6-6/7-7であり、  
全教科に占める比率は高かった。

次はその「第二款 和漢文」の全文であ  
る。

和文ハ本邦固有ノ文章ニシテ其用極メテ広ク漢文ハ普通ノ文材ニ資スル者ニシテ亦須要ノ科ナレハ各級ニ通シテ之ヲ課ス今其学習ノ為メニ分チテ読書、作文トス

読書ノ要ハ読法ヲ正クシ意義ヲ詳ニシ兼子テ作文ニ資スルニ在リ故ニ初等中学科ノ和漢文ハ誦読、講義等ノ法ヲ用ヒテ文字ノ音訓、音声ノ抑揚、句読ノ断続ヲ明ニシ字義、句意、章意ヲ解セシムルヲ旨トシ殊ニ和文ハ先ツ文字、言語、文章、音韻ノ諸論ヲ教ヘ次ニ雅馴ノ文章ヲ授ケテ其例格ヲ考究セシムヘシ高等中学科ノ漢文ハ更ニ教法ヲ高尚ニ委ク文章ノ賓主照応抑揚頓挫等ノ諸法ヲ説キ詳ニ文理ニ通曉セシメンコトヲ要ス

作文ノ要ハ思想ヲ表彰シ事實ヲ記述スルニ在リ乃チ初等中学科ノ仮名交リ文、書牘文ハ近世ノ雅馴ノ文体ニ倣ヒテ之ヲ作ラシメ漢文ハ古雅ノ文体ニ倣ヒテ単簡ノ記事文ヲ作ラシムヘシ高等中学科ノ和文ハ中世ノ雅馴ノ文体ニ倣ヒテ之ヲ作ラシメ漢文ハ記事文ヨリ論説ニ及ホシ詩及歌ハ先ツ古人ノ詩歌ヲ記誦セシメ稍句調ニ熟シ格律ヲ曉ルノ

後歌ヲ詠シ詩ヲ賦セシムヘシ凡ソ和漢文ヲ作ラシムルニハ文章簡明、句調暢和、且著実ニシテ例格ニ合スルヲ旨トシ其文題ハ努メテ實用ニ適スル者ヲ撰フヘシ但詩歌ハ韻調正雅ニシテ趣味優美ナランコトヲ要ス

(注 四方一瀾『「中学校教則大綱」の基礎的研究』梓出版社 一五八～一五九頁)

#### 4 各府県教則における「和漢文科」教授要旨

各県は、この「教則大綱」に即してそれぞれの具体的な規程（教則）を作って実施していった。文部省の「教授要旨」を、長野県のようにそのまま各県・各校の「教則」とするもの、群馬県・愛媛県のように教材名や指導事項を加えて部分的に修正したもの、静岡県のように地域の実績や実情をふまえて大幅に改めたもの、などがあつた。

##### 1. 群馬県中学校教則 一八八二（明十

五）年七月二二日

和漢文ハ読書作文ノ二科ヲ分チ和文ノ科ニ於テハ初メニ邦語ノ格例ヲ會得セシメ更ニ進シテ本朝文範ニ就テ我邦中古以來ノ雅馴ナル文章ヲ法則トナシ我文章記事論説作文ノ大要ヲ解セシメ漢文ノ科ニ於テハ小文規則ヨリ入り正文軌範ヲ暗誦熟復セシメ次ニ唐宋八大家文読本ニ至リ高等科ニ於テハ左伝史記中ノ文ヲ撰出シテ之ヲ講解セシメ又文体明弁ヲ以テ文章ノ体例弁知セシム

作文ハ初等仮名交リノ俗文ヨリ書牘文ニ入り又稍古体ナル雅文ヲ作ラシメ漢文ハ初メニ簡短ナル復文訳文ヲナシ漢文ヲ和訳シ又和文ヲ漢文ニ訳ス文字稍熟スルニ從テ序記論説ヲ作ラシメ高等科ニ於テハ稍高尚ナル漢文ヲ作ラシメ又詩歌ヲ作ラシム

(四方一瀾『「中学校教則大綱」の基礎的研究』一七八頁)

#### 2. 愛媛県中学校教則 明治十五年十一月十三日

和漢文ハ殊ニ必要ノ学科ニシテ、最モ精密ニ教授スヘキモノタリ、コレヲ分テ読書作文ノ二トス、

読書ハ誦読ノ力ヲ養ヒ、作文ノ用ニ資スルノ学科タレハ、其コレヲ授クルニハ初等中学科ニ在テハ、和文漢文ヲ并セ授ケ、誦読講義ノ法ヲ用ヒ、音訓句読ヨリ字義句意章意ヲ解セシムルヲ主旨トシ、高等中学科ニ至リテハ漢文ヲ授ケ文章ノ段落、賓主ヨリ抑揚頓挫照応波瀾之諸法ヲ説キ明カシ、理ニ通曉センコトヲ要ス、

作文ハ思想ヲ表シ事實ヲ記スル具ニシテ、尤モ必要ノ学科タリ、初等中学科ニ於テハ書牘文仮名交リ文及漢文ヲ授ケ、書牘文仮名交リ文ハ近世ノ文体ニ倣ヒ文格ニ適フヲ要シ、先記事文ヲ作ラシメ、高等中学科ニ至リテハ漢文ヲ授ケ記事ノ文ヨリ志伝論説ニ及ホシ、且和文又ハ詩歌ヲ作ラシムヘシ、凡ソ文章ハ文義簡明ニシテ言詞条暢ニ、行文ノ敏捷ナルヲ主トシ、且詩歌ハ韻彫正雅ニシテ趣向ノ優美ナランヲ要ス、

(『愛媛県教育史 第一巻』 一九七一〈昭和四六)年三月 愛媛県教育委員会 五六三頁)

### 3. 静岡県立中学校教則 一八八三(明治十六)年三月二二日

和漢文ヲ分ケ読書作文トス漢文ハ先ツ素読ヲ通熟セシメ次ニ輪読講義等ヲ以テ読書力ヲ養成シ傍ラ言語ヲ正シ進テ字義句法段落章意ヲ講明シ全文ノ理義ヲ明瞭ナラシメ他日諸書を涉獵スルノ余裕アラシム和文ハ言詞辭ノ活用又ハ講義語記等ニ及ホシ作文ハ日用書牘ヨリ漸次高尚ノ文及ヒ詩歌ヲ作ラシム

(静岡静高史編集委員会『静岡静高百年史』平成十五年十一月 静岡高等学校同窓会 六二頁)

4. 長野県中学校規則(明治十七年九月二日)教授要旨は、明治十五年五月七日「文部省指令 授業要旨」と同文であった。(『長野県松本深志高等学校九十年史』六五頁)

これによって、明治十五年以後の「和文・漢文」の教育の実際を次のように捉えることができよう。

当時は、和文よりも漢文の学習に重点がおかれていた。

和漢文科を讀書・作文の二科に分けていた。讀書を更に和文と漢文の二領域に分けている。「和文」が学習対象として意識されてきたのである。和文と漢文の主目的は、いずれも文章を書く力の育成であり、作品の理解・鑑賞は従であった。

「讀書」は、「読法ヲ正クシ意義ヲ詳ニシ兼ネテ作文ニ資スル」学科であり、読法(読み方)を教えて作文力を育てるのが目的であり、和文・漢文の表現形式を教授することがねらいであった。

講読は、「誦読講義ノ法」によって「文字ノ音訓音声ノ抑揚句読ノ断続ヲ明ニシ字義句意章(意)ヲ」理解させる方法で教授され、作品として意味を捉え味わうことは

想定していなかった。

作文の種類には、日用文(書牘など)・記事文・論説・詩歌があり、段階を追って指導していた。

## 二 一八八二(明治十五年)年ころ使用された和漢文教科書

「中学校教則大綱」(一八八一年七月)の規定を受けて、中等学校の和漢文科教科書作成が模索されていた。明治十五年から明治二〇年にかけて、数校の中学校で実際に使用されていた教科書は次のように、漢文教科書と和文教科書の二種であった。

### 1) 群馬県中学校教科用図書(一八八二(明治十五年)年布達)

日本文法摘要(前橋中学校教諭著)

小文規則(頼襄選)

本朝文範(稲垣千穎・松岡太愿)

正文章軌範(宋謝枋得選)

唐宋八大家読本

(前橋高校校史編纂委員会『前橋高校百三年史 上巻』一九八三〈昭和五八)年前橋高等学校 八二頁)

### 2) 大阪府立第一中学校(→大阪府立北高等学校)の初等中学教科書(一八八三〈明十六)年)

神皇正統記 日本文典 皇朝史略 同統篇 同統々篇 十八史略 同統篇 文章軌範

(大阪府立北野高等学校創立一二〇周年記念誌編集係 『北野百二十年』同校記念事業委員会 四〇頁)

### 3) 静岡県立中学校(当時は、静岡・葦山・沼津・掛川・浜松の五校)

初等中学教科書目

詞の経緯図 詞の真澄鏡 言詞辭ノ別

古今集序 雅言用文章 源平盛衰記 十八史略 日本外史 文章軌範 八代家文 四書

高等中学教科書目

史記 左氏伝

(静中静高史編集委員会『静中静高百年史』  
平成十五年十一月 静岡高等学校同窓会  
六二頁)

4) 長野県中学校規則(明治十七年九月)  
活語指掌図、語彙別記、和文読本(稲垣千穎輯)、  
蘇批孟子(蘇老泉評) 正文章軌範読本三冊(謝  
枋得選) 唐宋八家文(沈徳潜編次) 消息文  
例上下(松屋主人著) 文語類編(星野泰俊)、  
正文章軌範七冊(朱謝枋得選)

(『松本深志高等学校 九十年史』 六四頁)

5) 私立大村中学校教科用書配当表(明治  
十七・八年頃)

第一年(読書) 詞の八衢 詞の玉緒 小品文鈔  
(作文) 活語指南 平家物語 文章奇観

第二年(読書) 源平盛衰記 正文章軌範(作文)  
平家物語 責而者草 文章奇観  
今世名家文鈔

第三年(読書) 春秋左氏伝 (作文) 二年に同じ

第四年(読書) 謝撰拾遺 春秋左氏伝  
(作文) 文体明辨纂要  
(櫻井役著『中学教育史稿』 一九四二(昭和  
十七)年一月 受験研究社増進堂 一九一頁)

6) 千葉中学校教科用図書(一八八四(明  
治十七)年  
初等科和漢文  
小学新編 岡本監輔著 日本政記 頼 襄子  
春秋左氏伝 尾張秦鼎 文章軌範正編 中村鼎五  
詞ノ八衢 本居春庭 神皇正統記 源親房公  
源平盛衰記  
高等科和漢文  
唐宋八大家文読本 井上 揆  
三体詩 大陽 周  
古今集  
(100周年記念誌編集委員会『創立百年』一九  
七九(昭和五四)年十月 千葉高等学校記念  
事業期成会 二四・～二六頁)

7) 千葉県尋常中学校教科書表(一八  
八六(明治十九)年十月)  
和文読本 稲垣千穎 和文軌範 里見 義

語彙別記 文部省編集局  
語彙活語指掌 文部省編集局  
正文章軌範 謝枋得 春秋左氏伝 杜頌集解  
(『創立百年』千葉高等学校 二四～二六頁)

8) 愛媛県、一八八八(明治二一)年十一月  
高等日本読本 かなづかい教科用書  
和文読本 日本外史  
日本政記 近世名家文鈔  
文章軌範 史記伝鈔  
(『愛媛県教育史 第一巻』 昭和四六年三  
月 愛媛県教育委員会 六七九頁)

以上限られた県・学校の採用例にすぎないが、採用数を集計しておきたい。

文章軌範	8	左氏伝	5
唐宋八大家読本	4	十八史略	2
史記	1	四書	1
源平盛衰記	3	神皇正統記	2
皇朝史略	1		
古今集	2	平家物語	1
日本外史	2	日本政記	2
小学新編	1		
和文読本(稲垣千穎輯)	3	高等日本読本	1
近世名家文鈔	1		
本朝文範(稲垣千穎輯)	1	和文軌範	1
消朝文例	1		
詞ノ八衢	2	詞の玉緒	1
活語	1		
小品文鈔(作文)	1	文章奇観	1

明治十五年から十八年にかけて、和文よりも漢文の教育に重点がおかれ、文章軌範・春秋左氏伝・唐宋八家文・十八史略等の漢籍が使用されていた。漢籍は、文章を書くことに資する文範的性格も持っていた。中では、少数ながら源平盛衰記・平家物語・平家物語・古今集など和文が使用されはじめている。又、和文では詞の八衢・詞の玉緒など文法教科書も使用されるようになってきている。

明治十五年頃までは漢籍を中心に丸本が使用されていたのであるが、この頃から編

者によって選ばれた選文集も使われはじめて  
いる。教育的観点から編集されたものが  
教科書であるという教科書観の予兆が見ら  
れるのである。

稲垣千穎編集「本朝文範」・「和文読本」  
も採用されており、発行後ただちに採用さ  
れはじめたようである。

### 三 稲垣千穎編『本朝文範』、『和文読本』

#### 1. 稲垣千穎編『本朝文範』

一八八一年七月に布達された「中学校教  
則大綱」では、中学校の科目に「和漢文」  
と「習字」が位置づけられた。

東京師範学校助教諭であった稲垣千穎  
(一八四五<弘化四>～一九一三<大正二>)  
は、中学校和文教科書として、中古和文を  
採録した『本朝文範(全三冊)』(松岡太  
愿と共編 上・中巻 明治十四年十一月、  
下巻 明治十五年一月)を編集出版した。

その上巻序文には、我が国の上代から近  
世までの文章は、

心高く詞すなほにしてして、露ばかりも作り  
たるあとなく、皆自然のあやをそなへて、強く  
うるはしきこといはん方なし、

と記したあと、余韻を残して書き、首尾  
整っていることを讃えている。これらのこ  
とは詳しく述べれば限りないことを多くの  
人は知っているが、初学の人はずだどし  
く間違ふことも多い。本書はそのような初  
学の人のために編んだものである。

今はその多きが中にて殊に世の人のめでは

やすめるを、いささか引いでて本文の種クサハヒ子

とはしつ。

本文の出所は、人々が褒め称える文章の  
中から選んでいる、と述べている。選ば  
れた文章を次のような十ジャンルに分けて配  
列している。

目録

辞類

序類 序 和歌序 同小序 後序

記類 記 日記 紀行 雑記

論類

評類

説類

辨類

教諭類

訓戒類

消息類

内容が優れているとともにジャンルに適  
した形式で書かれている文章を選んでお  
り、その主たる目的は生活に役立つ作文力  
を育てることにある。当時たくさん出版さ  
れた作文学習のためのテキストの多くが  
「漢作文」の文範であったのに対して「和  
文」の文範集であったところに特色があり、  
主張性があったのである。

しかし、作文範例集であり名文集でもあ  
ろうとしたところに無理があり、レベルが高  
すぎるという評価を得て広くは使われな  
かった。

#### 2. 稲垣千穎編輯『和文読本』

続いて稲垣千穎は、翌一八八二年十一月  
に『和文読本(全四冊)』(明治十五年  
普及社)を編集発行した。(注1)

稲垣は、「世間一般には不通の漢文」を  
学ぶのは「国のために」ならず、「御国の  
人……中略……御国ぶりの語を使ひ御国ぶ  
りの音を出さずば得有るべからず」、「御  
国語御国文……(は)吾もさとよく、人  
にも教へよくなりて容易く実学実験をもな  
し得つべければ」、御国言葉を学ぶべきで  
あると主張している。次に緒言全文を引用  
する。

緒言

上古には、いはゆる万葉仮字伊呂波等なりこそ有  
つれ。平仮字いろは等なり片仮字イロハ等などい

ふ物とてはなかりければ、殊に意して、其の詞を誤らせじとする歌などばかりこそ、万葉仮字にても書きつれ、大方の文詞をば万葉仮字して書かんは、徒に字面の長くなるがうへに、字画さへ多くて煩しければ、為ん方なくて、不便ながらに漢文をのみ用ゐて、全く仮字して書く事とてはなかりつれど、中古平仮字片仮字といふ、最便よきもの出来てより後は、彼の不便なる漢字漢文をば、用ゐずして事足るべきを、なほ世の人さきざきより読み習ひ書き来たる癖うせずして、字としいへば漢字、文としいへば漢文にて、他には字も文もなきやうに思ひて、実事実学につきての利害をばよく齡たけ氣衰へて、はかばかしき物の用にもたらず、かくしつ、若き壯の程をば徒に過し、老て後には、世間一般には不通の漢文をかき、人には煩多き漢字を教ふる事にのみ力を費して、世の為国の為には、させる益をも得せで、あたら生涯を盡すは、なべての学者の弊にて、いともいとも口惜しき事の限りかし。縦といかばかり漢字をばよく識り、漢文をば巧にかくとも、世に之を読む人解る人少くば、何にかはせん、よしよむ人解る人多くとも、御国の人悉く唐土人ならねば、なほ常に、口には、御国ぶりの語を使ひ、御国ぶりの音を出さずば得有るべからず、もし口には御国の語音を用ゐて、文には唐土の文を書かずては得ならずとならば、彼の楚人して齊語をしへさするよりも拙き事にて、なかなか唐土人にも笑はれぬべきは、いふも更にて、いつも文と語とは、似もつかぬものになりて、たゞ便あしきのみならず、物学の方の甚じき害にさへなりて、すべて御国人の、物学のはかばかしからず、さとりのだどたどしきは、多くはこれによる事にて、心ある者は、深く慨ふべき事なるに、なほこゝに心づく学者なかりしを、此の二百年ばかり以来、歌文の学漸く開けてより、漢字漢文の不便なる事をさとりて、私の著述には、仮字文をのみ用ゐる人も多く出来にけれど、なほ公さまの文書には、仮字をば用ゐさせ給はざりければ、心にはあかず思ひながら、せん方なくて、

時としては漢めきたる文をもかかでは得あらざりしを、今の大御代となりてより、上はかしこきや

天皇が詔旨の御書にも仮字を交へさせ給ひ、下は天さかる鄙の蝦夷の賤の子をまでも、まづいろは、五十音、仮字単語、などいふものより教へ導かせ給ひて、専ら御国語御国文を用ゐさせ給ふ事となりたるは、いともいとも尊く忝き大御恵にて、御代の名におふ明に治る時に生れあひたる人民の、上なき幸にて、今よりして後は、えうなき字学の煩もなく、語と文とは似てもつかぬやうなる違もなく、吾もさとりよく、人にも教へよくなりて、容易く実学実験をもなし得つべかれば、世

イミ  
の為人の為に甚<sup>イミ</sup>じくて、おのづから大御国の御光も添ふわざなれば、心ある學者の千歳の憾みも、全く此の大御代にぞなくなるべき、但シかくありとて、今俄に漢字をな用ゐるそ、漢文をな読みそといふにはあらず、其の心して、徒に年月を過して、実事実学をだに妨ぐることなくば、心のままに、漢文をも誦しね、漢詩をも歌いねとぞよ、

○真字してかける和文あり、祝詞 宣命 古事記等 仮字してかける漢文あり、二十一代集の序等然るに世の学者等、其体を分別することを知らずして、平仮字なるをし見れば、即和文ぞと心得て、近世の儒者等のかけるをさへに、誰がしの文、くれがしの和文などいひて、ほめののしる者の多きは、いといと傍いたき事にて、詮ずるに和文をばかつて知らぬなり、近世御国学の博士と世にゆるされたるきはの書にだになほ漢文の癖の清くさりたるは、いといと稀にて、僅に一人二人なるを、明暮漢字漢籍をのみさだしあへる人等の、いかでかうまくは書得べき、されば此の書、今の世の極めて初学の誦読の為にとて物したるにて、なかなかめでたくうはしき雅文は、容易くさとり難き方もあれば、或は軍記、或は俗物語などよりさへとりて、多き中には、御国文の体ならぬも、又詞のあしくさとびたるもあれど、むげに後世のならねばさすがにおのづから雅びたる処ありて、其の方に罪ゆるさるゝちせらるゝなり、なほ文体の

論. はた文の解しやうなどの細やかなる事共は. 本朝文範の総論にいへれば. 今は僅に一二を下にいふべし. (ルビ・傍線は、引用者が付した) ○御国の語にハ. てにをはの係結といふものありて. 詞を調べて調ふるなり. 今見やすからんために. 其のかかりの詞にハ

をしるし. むすびに  をつく.

○  のしるしたるハ. いはゆる大段落.

┆ は小段落なり.

○凡べて文には. 意の急なる時は. おのずから語の省かれ約まること常にありて. 初学の

輩. その省かれたる語をしらでは. 詞づかひのいかにぞや. かたぶき思ふこと多し. 今かゝる処には. 悉く傍らに片仮字して┆云々と補ひ加へて示せり. されど中には. 古と今と詞のつかひざま異

にて. 今の世の俗語より思へば. てにをは<sup>ママ</sup>は<sup>ママ</sup>ずして. てづつなるやうに思はるるも. 古には常に. なかなかに雅なることあり. かかる類は. 今そのてにをはを. 傍らに補ひ加へたるもままあれど. 多くは漏しつ.

○軍記物語等に見えたる消息文は. 上下を省きて. 用ある處のみを出したるが多くて. 全文はいといとまれにて. 但し東鑑よりとれるはみな全文なり前後の地の詞なくは. 意のさとりに難き事多し. かゝる類は. その地の詞をも少しづつのせしるして. 「」のしるして別てり.

○軍記類. 其の他. 片仮字してかけるも. 今は皆平仮字に書きかへて引きたり. さるは. 片仮字は何となくこちなくかたくなしきを. 平仮字はこよなくなだらかにて. なつかしきさましたればなり. 又原は真字がちにかきなど. 初学の輩の. ともしればよみ誤るべく見ゆる處は. 多く仮字を書き加へたり. 見ん人. 原書と字様の異なるをないぶかしみそ. (『和文読本』一オ～七オ)

稲垣は、当時の話し言葉と文章語としての漢文の懸隔の大きさを問題にしたのである。仮字文は話し言葉に近く話し言葉の文書化に適していると主張した。御国言葉は、

庶民が日常生活で話したり書いたりしており、学びやすく教えやすく実学に適しているとして、「公共の共通語」には、庶民が使う機会の少ない漢文ではなく「御国言葉」を以てすべきであるという。稲垣は、①庶民の間で流通している生活言語、役に立つ言葉、②「公共の文章表現」となるべき文章語の範例③教育用語としての易しさ、の観点から和文の価値を説き、『和文読本』の必要性を主張したのである。

文体・古文の読み方については『本朝文範』の総論に述べてあるので、ここでは一二のことに触れる、として係り結びのこと、段落の区切り方、省略表現の補説、について述べていることに注目しておきたい。特に段落は文章読解にとって重要な指導事項であるが、稲垣千穎は、

= 大段落

┆ = 小段落

と述べて各文章に大段落と小段落の区切りを示している。

また、「大段落」・「小段落」という用語の使用にも注目したい。「大段落」・「小段落」という概念は、いつ頃生まれたのであろうか。

構成と内容は次のとおりであった。

## 巻一 歴代

景行天皇の世の段	中山忠親公
後三条院天皇の御世の段	
神皇正統記	北畠親房公
高倉院天皇の御世の段	
神皇正統記	北畠親房公
承久三年の條	増鏡 一条兼良公
元弘二年隠岐の皇居の條	太平記 北小路玄慧等
建武元年大内裏造宮の條	太平記 北小路玄慧等
儀式	
朝賀 公事根源 正月元日	一条兼良公
春日祭 建武年中行事 二月の條	醍醐天皇御製

北畠親房公修撰  
 更衣 建武年中行事 後醍醐天皇御製 北畠親房公  
 撰虫 公事根源 九月の條 一条兼良公  
 軍旅  
 源頼信、平忠恒をせむること 宇治拾遺物語  
 源隆国卿  
 陸奥国十二年の合戦の時、義家貞任の連歌  
 古今著聞集 橘 成季  
 小松内大臣殿兵を召すこと 源平盛衰記  
 作者不知或云 葉室時長卿作  
 治承四年五月平等院の戦に足利忠綱宇治川先陣  
 のこと 源平盛衰記不知作者或云  
 葉室時長卿作  
 栗津原戦、源義仲最後の條 源平盛衰記  
 不知作者或云 葉室時長卿作  
 寿永三年二月、生田森の戦に、梶原二度のかけの  
 事 源平盛衰記 作者不知或云 葉室時長卿作  
 延元元年正月、官軍都攻の條  
 太平記 北小路玄慧  
 等  
 延元元年五月湊川合戦の條 太平記 北小路玄慧等  
 卷二 地理  
 伊勢国 本居宣長  
 紀の国の名所ども 本居宣長  
 動植  
 狗大なる蛇を昨殺す話 今昔物語 源隆国卿  
 猿の鳥を使ふこと 古今著聞集 橘 成季  
 鴨の類くさぐさ 本居宣長  
 牛 馬 犬 徒然草 卜部兼好  
 無益に生類を殺すまじきこと 徒然草 卜部兼好  
 南殿の桜のこと 古今著聞集 橘 成季  
 くれ竹 かは竹 徒然草 卜部兼好  
 むろの木 本居宣長  
 まるすげといふ草 とねりこの木 本居宣長  
 家にあらまほしき木草 徒然草 卜部兼好  
 言行  
 高倉院天皇女童に御衣賜はせし御事 平家物語  
 不知作者 或云信濃前司行長作  
 行成卿実方中将に冠おとされ給ひしこと 十訓抄  
 不知作者

三条内大臣殿のこと 十訓抄 不知作者  
 公助父にうたるること 古今著聞集 橘 成季  
 小松内大臣殿賀茂祭見の事 十訓抄 不知作者  
 日野資朝卿のこと 徒然草 卜部兼好  
 安養尼盗に衣とらせし事 古今著聞集 橘 成季  
 松下禅尼明障子を繕ふこと 徒然草 卜部兼好  
 才芸  
 堀川院天皇の神楽を多近方に伝させ給ひし事  
 体源抄 豊原統秋  
 後醍醐天皇の九宮の御歌 太平記 北小路玄慧等  
 源義家朝臣の江帥に物学びしこと  
 古今著聞集 橘 成季  
 経信卿三舟に乗られしこと 十訓抄 不知作者  
 頼政三位の才能のこと 十訓抄 不知作者  
 道風朝臣の書のこと風 古今著聞集 橘 成季  
 齋信卿拍子のこと 十訓抄 不知作者  
 経家馬術のこと 古今著聞集 橘 成季  
 卷三 武勇  
 袴垂保昌にあふこと 宇治拾遺物語 源隆国卿  
 重忠長居相撲のこと 古今著聞集 橘 成季  
 遣唐使虎を殺すこと 宇治拾遺物語 源隆国卿  
 遊戯  
 行成卿扇合のこと 古今著聞集 橘 成季  
 花合 古今著聞集 橘 成季  
 兼時敦行競馬のこと 古今著聞集 橘 成季  
 俳諧  
 道風朝臣の朗詠集のこと 徒然草 卜部兼好  
 鳥羽僧正の絵のこと 古今著聞集 橘 成季  
 学生定茂がこと 古今著聞集 橘 成季  
 良覚僧正のよび名のこと 徒然草 卜部兼好  
 人の田蒔る男の言 徒然草 卜部兼好  
 鹿を射損じたる人のこと 古今著聞集 橘 成季  
 猫また怖るゝ連歌師の 徒然草 卜部兼好  
 をこ者己が影に怖るゝ語 今昔物語 源隆国卿  
 羈旅 離別附  
 治承四年福原の新都に供奉の人々所々遊覧の條  
 源平盛衰記 不知作者或云 葉室時長卿作  
 寿永三年平家八嶋の旅の條 平家物語 不知作者  
 或云信濃前司行長作  
 左小辨俊基朝臣二たび関東へ下向路次の條

太平記 北小路玄慧等  
 後醍醐天皇隠岐国に御遷幸の御をり中宮御暇申の  
 條 太平記 北小路玄慧等  
 俊寛僧都硫黄嶋にて成経・康頼に離別の條  
 平家物語 不知作者或云信濃前司行長作  
 四條騷戦の時楠正行兄弟参内御暇申の條  
 太平記 北小路玄慧等  
 哀傷  
 二条院上皇崩御の條 源平盛衰記  
 不知作者或云 葉室時長卿作  
 後醍醐天皇崩御の條 吉野拾遺  
 松翁 或云忠房朝臣号 或云吉房朝臣号  
 左府頼長公流矢に中りてうせ給ひけるをり父大相  
 国殿御嘆の條 保元物語 葉室時長卿  
 源為義の子天王丸船岡にて失はれし時乳母の夫内  
 記平太歎の條 保元物語 葉室時長卿作  
 伝  
 九条廃帝 本居宣長  
 冬嗣大臣 大 鏡 藤原為業  
 長良中納言 大 鏡 藤原為業  
 縣居大人 本居宣長  
 卷四  
 評論 附  
 四時をりをりの評 徒然草 ト部兼好  
 人のうまれつき 本居宣長  
 人とのふるまひ 十訓抄 不知作者  
 文のこと 徒然草 ト部兼好  
 富貴をねがはざるをよき事にする論 本居宣長  
 もろこしの丙吉といひし人の事 本居宣長  
 説解 附  
 世の中の語りつたへに虚言多きこと 鈴木倫庸  
 後の世ははづかしき物なること 本居宣長  
 苗字 本居宣長  
 みなむすび 徒然草 ト部兼好  
 白拍子 徒然草 ト部兼好  
 新にいひいでたる説は頼に人のうけひかぬ事 本居宣長  
 師の説になづまざる事 本居宣長  
 教訓 誠 附

心を一方にむくべきこと 徒然草 ト部兼好  
 頼むまじきこと 徒然草 ト部兼好  
 人をとりあつかふこと 十訓抄 不知作者  
 楠正成兵庫下向のをり桜井駅にて子正行に遺訓  
 の詞 太平記 北小路玄慧等  
 為輔中納言の論 古今著聞集 橘 成季  
 人の上いふを誠むべきこと 十訓抄 不知作者  
 知り顔に物いふまじきこと 徒然草 ト部兼好  
 楠正成の妻子正行に教誡のこと  
 太平記 北小路玄慧  
 自満の誠 徒然草 ト部兼好  
 酒のいましめ 徒然草 ト部兼好  
 諫争  
 人を諫ること 十訓抄 不知作者  
 後白河院法皇六波羅へ御幸の後平重盛卿父清盛  
 卿へ諫言 源平盛衰記 作者不知  
 或云葉室時長卿作  
 勅書  
 名和長年に賜はせし御書 扶桑拾葉集  
 後醍醐天皇  
 院宣御請文 文治五年四月廿一日院宣の御請文  
 東鑑 源頼朝卿  
 将軍家御教書 健保元年五月三日和田義盛鎌倉  
 を乱りし時将軍家の御教書 東鑑 波多野朝定  
 消息  
 新大納言成親卿備前へ流され給ふをり小松内大  
 臣より京より 源平盛衰記 作者或云葉室時  
 新大納言成親卿備前の配所より源左衛門尉信俊  
 につけて京なる北の方姫君等へ剃たる髪にそ  
 へて 源平盛衰記 作者或云葉室時長卿作  
 有王が硫黄島へ渡るにつけて奈良なる女より父  
 俊寛僧都の許へ 源平盛衰記  
 作者不知或云 葉室時長卿作  
 参河守範頼が筑紫より彼の国にてのありさまをし  
 らするついでに乗馬望のよしをいひおこせた  
 る返事 東鑑 文治元年正月六日の條 源頼朝卿  
 御かへし 源 範頼  
 三位中将維盛卿八島より京なる若君姫君たちへ  
 源平盛衰記  
 若君姫君の御返事 平家物語

維盛卿の息六代六波羅の囚はれ処より母御前の許へ  
源平盛衰記  
六條摂政殿の北政所より内大臣宗盛公の御許に屋島へ  
平家物語  
左小辨俊基朝臣の鎌倉に拘はれたるが許に京なる北の方より  
太平記  
元弘三年鎌倉攻の時新田義貞朝臣の北の方より御伯父安東左衛門入道聖秀の許へ  
太平記

・院宣御請文・將軍家御教書・消息

雑纂形式の編集である。中世及び近世の和漢混淆文や随筆を学習材化している。類別には、歴史、紀行、地理、生物、有職故実、文芸などがあり分類基準は分明ではない。全体を見わたすと、「中学校卒業生に必要な教養」となる文章を集めて分類したもの、と言えようか。言葉を教えようとするよりも言葉を使って知識を与えようとしている。

「言行」・「俳諧」・「消息」等の章を言葉についての教材であると見なすことができようか。消息の章は、江戸時代の「往来物」、明治期小学校教科書『書牘』のように手紙文の参考例にしようという意図がうかがえる。

『和文読本 四』の巻末には、次のような広告文が掲げられていた。師範学校・中学校・女学校の教科書として売り出されていたことが分かる。

#### 和文読本

定価八十銭 四冊

中古ノ和文ニシテ尊皇愛国ノ士脩身達才ノ徳ヲ振起養成シ且尚武強国ノ古ニ回復スベキ者数百ヲ撰ビ類ヲ分テ文意語格ヲ示シ傍註頭書ヲ附シタレバ師範科中学科ノ和文科及女子ノ読本ニ適当ノ書也故ニ今般東京師範学校東京女子師範学校官立大阪中学校其他各師範中学校ノ教課ニナレリ全国ノ師範中学校兩校及女学校ニ採用アラン事ヲ祈ル

順位	掲載作品	作者	小計
1	古今著聞集	橘 成季	1 9
	徒然草	卜部兼好	1 9
3	十訓抄	不知作者	1 4
4	太平記	北小路玄慧等作	1 2
	源平盛衰記	作者不知	1 2
	伊勢国 他	本居宣長	1 2
8	平家物語	作者不知	5
9	扶桑拾葉集 他 (後醍醐天皇)		3
	宇治拾遺物語 (源隆国)		
	東鑑 (源頼朝他)		各 3
12	神皇正統記 (北畠親房)		
	保元物語 (葉室時長)		
	公事根源 (一条兼良)		
	大鏡 (藤原為業)		
	今昔物語 (源 隆国)		各 2
17	増鏡 (一条冬良)		
	体源抄 (豊原統秋)		
	吉野拾遺 (松翁)		
	中山忠親、		
	鈴木倫庸		各 1

『和文読本』の目録(目次)を見ると、採録作品を、次のように分類して章名をつけている。

- 卷一 歴史・儀式・軍旅
- 卷二 地理・動植・言行・才藝
- 卷三 武勇・遊技・俳諧・羈旅離別附・哀傷
- 卷四 評論附・説解・教訓誡附・諫事・勅書

しかし、本教科書に採録された中世の御国言葉は、維新後の「公共の文章表現」に耐えるものではなかった。西欧の近代文化・科学・産業を取り入れて西欧と並び立つ国家を作り上げようとする啓蒙主義者たちにとって、国学者好みの中世・近世の和文は、近代社会の「良導體」としての機能を果た

し得ないと考えられた。

稲垣は、『和文読本』出版の翌々（一八八四）年に東京師範学校を退職し、その後任には、「普通文」の創出に力を尽くした新保磐次が採用された。

参照

- ① 甲斐雄一郎『国語科の成立』二〇〇八一―六五頁
- ② 甲斐雄一郎「歴史の成果から」『国際化、情報化社会が必要とする読み書き能力の範囲と内容についての研究』2005, 3)
- ③ 菊野雅之「古典教科書の始まり―稲垣千穎篇『本朝文範』『和文読本』『読本』―」『国語科教育第六十九集』二〇〇三年三月 全国大学国語教育学会 )

（補注1）稲垣千穎は、福島県に生まれた。京都遊学を経て東京に移り、1874年（明治7年）10月東京師範学校雇となり、1881年（明治14年）7月助教諭となる。この間、『本朝文範』（共著）『和文読本』などの教科書を編纂した。一方、1880年（明治13年）6月7日、東京師範学校校長・伊沢修二の要請により、音楽取調掛に就任（兼務）。日本最初の音楽教科書『小学唱歌集初編』の作詞に携わった。一九一三（大正二）年二月九日没。

（参照 中西光雄『「蛍の光」と稲垣千穎―国民的唱歌と作詞者の数奇な運命―』二〇一二年二月二九日 ぎょうせい）

#### 四 中学校教則大綱（一八八一〈明治〉と女学校の「国語」教育

##### 1) 女子中等教育制度の状況

明治一〇年代には、女子中等教育学校として、ア 教会立女学校、イ 女紅場、ウ 公立女学校が生まれた。

ア 教会立女学校

- 一八七〇（明治三）年フェリス女学校開校
- 一八七七（明治十）年六月 立教女学校
- 一八八五（明治一八）年九月 英和女学校→福岡女学校→福岡女学院高等学校
- 一八八六（明治一九）年九月 宮城女学校→宮城学院高等学校
- 一八八七（明治二〇）年一月 北星学園→スミス女学校→北星高等女学校
- 一八八七（明治二〇）年九月 鳥取英和女学校
- 一八八九（明治二二）年六月 弘前女学校

イ 女紅場

- 一八七七（明治十）年三月 沼津女紅場
- 八月 飯田学校仮女紅場
- 一八七八（明治十一年）五月 北海道、蓬萊町に女紅場
- 八月 長野県上田女紅場設置
- 一八八〇（明治十三）年 京都府何鹿郡、綾部小学校に女紅場
- 一八八二（明治十五）年 京都市上京第4区西陣に女紅場（→明治二〇年廃止）
- 一八八三（明治一六）年頃西宮小学校女紅場 →西宮市立西宮高等学校
- 一八八五（明治一八）年三月 函館県立函館女学校を県立函館師範学校に設置
- 一八八七（明治二〇）年十一月 東京八王子女紅場

ウ 公立の女学校

公立の中学校は、明治十年頃から各県に設立されていった。その中学校には女子も少数ではあるが入学していた。しかし、明治十二年『教育令』の「（小学校の他は）凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルヲ得ス」とする規定に基づいて男女別学となり、女子の中等教育機会は閉ざされた。小学校卒業後のいっそうの学習を志望する女子の多くは「女子師範学校」に入学した。だが多様な志望者を受け入れることは不可能で

あった。しかし、男子の中等教育期間が存在するにもかかわらず女子の中等教育機関存在しないよい矛盾は明らかであった。

文部省は、女子の中等教育学校の指標として、

一八八二（明治一五）年七月十日 国立の東京女子師範学校附属高等女学校を創立した。

「高等女学校」は、男子中学校と内容的に同格の学校とされていたが、「高等女学校」という名称は女子の最高教育機関としての位置づけであり、女子の高等学校及び大学への進学を阻むことを意味していた。

一八七二 明治五年新英学校及び女紅場

→京都府立女学校

一八七五（明治八）年 栃木女学校→栃木県第一中学校女子部

一八八三（明治十六）年 この時点で公立女学校の設置は一府五県（京都・群馬・栃木・山梨・岐阜・徳島）であった。

各地方自治体では民間の有識者から女子中等教育機関の設立を要望する運動が盛んになっていった。

一八八七（明治二〇）年三月 和歌山高等小学校女子部門に温習科（二年制）付設→和歌山市立高等女学校

一八八七（明治二〇）年九月 高知県尋常中学校に女子部を付設（補説1）

一八八八（明治二一）年 鳥取女学校→鳥取県立高等女学校

一八九八（明治三一）年 群馬県高等女学校→群馬県立高崎高等女学校

（補説 1） 当時高知県議会議員をしていた植木枝盛（1857～92）は、建議「高知県に一の高等女学校を設立せん」を提出し、採用されると次のように提案した。

抑モ前刻モ述フル如ク今日我県ニ於テ女子タル者小學以上ノ教育ヲ受クヘキ場所ナキニ至リシハ実ニ歎スヘキ事ナリ元來我東洋ニ於テハ旧來女子ヲ卑シメ婦人ヲ輕スルノ風習甚

シカリシナリ蓋シ此ノ風習ノ起因ハ當ニ道理ノ闡明ナラス文化ノ遍カラサルガ為メナルノミナラス我日本ニ於テハ封建ノ行ハルハ事數百年ニ及ヒタルヨリ大ニ其勢ヲ蔓延セシメ且ツ他ノ學問宗教等ノ之ヲ幫助シタル譯モアリシ事ナルベシ然レトモ右ノ如ク女子ヲ輕視スルハ全夕野鷲ノ事ニシテ今日十九世紀ノ社會ニアルベキ事ニアラス夫レ女子ハ人ノ妻トナル者ナリ人ノ母トナル者ナリ家庭ノ教師トナル者ナリ實ニ貴重ナル者ト謂ハサルヘカラス左レハ女子ニシテ教育ナケレハ人ノ母トナルニ堪ヘス人ノ母タルノ責任ヲ尽ス事能ハサレハ善良ノ子弟ヲ陶冶スル事能ハス果シテ然ル時豈ニ能ク社會ノ改良ヲ期スル事ヲ得ンヤ詞ヲ轉シテ之ヲ言ハ、凡ソ社會ヲ改良セント欲セハ先ツ母ヲ改良セサルヘカラス母ヲ改良セントスレハ女子ノ教育ヲ盛ニセサルヘカラス今日高等女學校ヲ設立スルノ一事ハ奈ソ緊要ナリト謂ハサルヘケンヤ扱テ其方法ハ如何スルカト云フニ是ハ只今確定シタル説ヲ述ヘルニハアラサレトモ概略廿番ノ胸案ヲ吐露スレハ生徒ヲ凡ソ百名トシ其學期ヲ三年トシ倫理國語漢文英語地理歴史數學理學習字圖画家事体操唱歌ヲ授ケントス即チ現今ノ中學校ヲ稍簡約ニシタル譯ノモノナリ又其經費ハ凡千二三百円ヲ以テスルノ考ナリ是ハ教師五名ニテケ年ノ俸給ヲ九百円トシ百円余ヲ雜給トシ百八十円ヲ校費トシ其他ヲ旅費小使給斜賄費等ニ充テントスルナリ併シ其緻密ナルハ敢テ述ヘス而シテ本員ニ於テハ差當リ委員ヲ撰ヒ県知事ニ建議スル書面ヲ作ラシメントスルナリ

（追手前高校百年史編集委員会『高知追手前高校百年史』 一九七八（昭和五三）年十一月 同校校友会 一七〇頁

単に論ずるだけでなく、「高等女學校ヲ設立スル……中略……廿番（植木）ノ胸案（計画）ヲ吐露」している。曲折を経て、同年九月には元医学校の地所建物に「高知県尋常中学校女子部」が設置され、試験を

経て十一月に一三名が入学した。

## 2) 下田歌子編『和文教科書』——最初の女子用『国語』関連教科書——

下田歌子編『和文教科書』（一八八六（明一九）年）が、稲垣『和文読本』に続いて出版された。

下田歌子（1854～1936）は、1872年の秋に宮内省のお内儀に勤務を始め、一八八二（明治一五）年に桃天学校を創立した。「華族女学校」の創設に参画し、明治十八年に開校されると幹事兼教授となった。さっそく『和文教科書』の編纂を始め、明治十九年から二十年にかけて全八巻を刊行している。

### ○ 採録された作品

巻一、二、徒然草 ぬきほ

巻三、いさよひの日記

巻四、から物語 ぬきほ

巻五、方丈記

巻六、更級日記

巻七、巻八、宇治拾遺物語 ぬきほ

この教科書は、「例言（六か条）」を付し、和文学習指導の目的などを記している。以下に全文を紹介する。

一 和文学ハ、和文の構成を理會せしめ、又よく和文を記述せしむべき、学科なれば、先づ、和文の上に切要なる、諸般の法則より、教ふべきなり。若し、其法則を教へずして徒に書を講じ、歌文を作らしめんとせば、到底、この学科の要領は、得しむること、能はざるべし。今和文学の法則として、教ふべきものをいへば、第一に、発音、口語の上の発音、および五十音の変化を教ふ。第二に、仮字づかひ、清音、濁音、音便、字音の仮字を教ふ。およそ二十時間、第三に、ことば、歌文の解剖より得たる、各種の性質をたもてる詞にて即ち、名詞、形容詞、動詞、副詞のたぐひ、及び、其の上に存する、切要なる、諸法則を教ふ。この教授の時間おほよそ九十余時間、第四に、歌文の構成、種

々の性質をたもてる詞を、くみたてゝてゆく順序、および、種々の文章、種々の歌を作るに、切要なる諸法則を教ふ。この教授法の時間、おほよそ五十余時間、第五に、てにをはの、とのへなり。名詞と副詞とに従ふ。てにをはを、結びとゝのふるみちを教ふ、此教授の時間、おほよそ三十余時間、但し、此順序ハ、必しも、かくの如くなるべしといふにハあらず。殊に発音などハ、今とみに、教ふべくもあらねば、五十音上の変化のみを、教へて足るべく、また、てにをはハ、歌文構成の次にすべき、条理なれども、仮名づかひの、次におくや、便りならん。これハ最初より、作文詠歌、および読書を、課するならひなればなり。されば、此学科を、教ふるにハ、先づ其法則を教へ、次に読書と、作文詠歌とを課すべし。読書ハ、法則の、古文にあらはれたる跡、および其変化を、理會せしむる為にて、作文詠歌ハ、法則の、運用に、熟達せしめんの、目的なり。作文詠歌ハ仮字づかひと、てにをはとを、教へおはりて、課すべし。読書ハ、最初より課するも、よからん。

一 此書ハ、かみにいへる、和文学の読書の課に、供ふる書なり。従来、読書の科には、竹取物語、空穂物語、住吉物語、落窪物語、源氏物語、栄花物語、宇治拾遺物語、徒然草、土佐日記、十六夜日記などようの書を、仮用し来りしかども、不適用を覚ゆるところ、少なからず。殊に、男女のなからひなど、えもいはぬ、ふしさへありて、教への席には、もちいづくもあらず。されば、此書ハ、上の物語日記などより、和文を習ふ、便りならんと、思はるゝふしぶしを、えらびとりて、ぬきほとハ、しつるなり。

一 此書ハ、かみにいへる如く、和文の法則を、理會せしむる科なれば、文脈の、さとり易きものより、始むべし。かならず、其書の時代などをもて、順序を立つべきにハあらず。殊に、和文は、作者、みな古文にならひためれば、其時代のみをもては、文体の新旧も、定むまじき理りさへあれはなり。

一 此書ハ、漢文の上にていふなる辞、序、

説、辨などの、名目をたてず。また、照応、抑揚、伏案、伏線などの、ふしをも示さず。そハ先づ彼の辞序などいふハ書きたるものゝ、上にての事にて、辞といひ、序といはんも、名詞、動詞の配置に、かゝるにもあらず。照応、抑揚などのふしも、書く人々の心々にて、そこと、定まりたるところの、あるにもあらねば、法則として、教ふべきにハあらず。殊に、此ハ、もと脩辞といふ、一種の文章学上の、ことなればなり。

一 此書ハ、正格なる、文章のみをとりて、平家物語、源平盛衰記、太平記やうの、謡ひものより、一変したる、類ひハとらず。かゝる文章は、歌文の構成だに、ならひえたらんにハ、書んことのかたからざめればなり。

一 此書、さきにハ、故事辞義などの、いぶかしきふしぶしハ、其のよしを、頭書にもと、思ひしかど、さばかりの事は、此書を講ずる人の、知らざらんも、あるまじければとて、書きさしてやみぬ。かつ故事辞義などは、其人々にて、取もし捨つるもあれば、それ、きはやかに定めたらんハ、中々ならんとして。されば、今ハたゞ、その書の巻名などをのみ、頭書にしるせり。こハ其原書を、たづねんをりの、料にもとの、心しらひなり。 明治十八年十二月

以上の「例言（六箇条）」は、下田歌子の教育経験の集約としての和文教育目的論・指導内容論・編集方針を記したものである。次のように、要約することができよう。

#### 一 和文学の目標・内容・方法

ア 和文学の目標——和文の構成を理解せしめ、又よく和文を記述せしむべき

イ 和文学の指導内容——和文の法則を教える。その内容は、五項目である。

1. 発音……発音と五十音の変化
2. 仮名づかいとその表記法
3. 歌文解剖より得たる語の法則（名詞・形容詞・動詞・副詞）
4. 歌文の構成、文章法

5. てにをはの結びととのえ方（文論、文法）

ウ 和文学指導の方法

○ まず法則を教へ、次に読書と作文詠歌とを課題とする。すべし。

○ 読書は、古文にあらはれた法則およびその変化を理會させるため。先ず文章の読みから入るのもよい。

○ 作文詠歌は、法則の運用に熟達させるのが目的なり。仮字づかひとてにをはとを教えたあとで課すのがよい。

#### 二 作品選択への配慮

この教科書は読書力を育てるためのものである。男女の仲などを描いていて教育上不適と思われる文章は省いている。「ぬきほ（抄）」とした所以である。

#### 三 難易の度合いへの配慮

文脈のさとりやすいものから配列している。

#### 四 修辞は教えない。

漢文では分けている「辞・序・説・辨」などの文体や「照応・抑揚・伏線」などの修辞は、法則として教えるべきものではないので教示していない。

#### 五 語り物語は採らない

この教科書は、正格なる文章を採用している。語り物語系の平家物語、源平盛衰記、太平記は採用していない。

六 故事・辞義などは人によって必要性が異なる。この教科書は、教師が講義中に教えればよいので、頭注には取りあげていない。

下田歌子の『和文教科書』には、自己の教育経験から得られた能力主義的な和文教育論がある。すなわち文法の学力が読書力に転移し、読書を支えたと考えていた。教材の系統性と指導の階梯に対する配慮が見られ、学習者を考慮する教育学の浸透を見ることができる。

## 五 「和漢文」の授業

1 一八七九（明治十二）年ころの漢文  
一八七八（明治十一）年に京都府立京都第一中学校に入学した井上麟吉は次のように回想している。

漢学は林正躬先生、高木先生、十合定保先生などで、用書は国史略、十八史略、日本外史、日本政記、史記、左伝、論語等であり、外史などは生徒が輪講して互いに互いに誤りを訂すのでありました。十合先生は面白い老儒者で、本文を只半行ほど読で其あといろいろのお話で済むことがあり、犬は独りで走り廻る故に「ドック」と呼ぶなどと笑はせました。

（校史編集委員会編『京一中洛北高校百年史』一九七二（昭和四七）年七月 同校記念事業委員会 八八頁）

### 2 入学試験科目と合格ライン

次に実際の授業風景ではないが、側面から授業を想像することが出来る資料を採り上げる。

明治十五年岐阜県中学科教則は入学試験科目と程度を次のように記している。

入学試業ノ科目及其程度、左ノ如シ

国語 漢字交り文

解義・書取

算術 四則応用 分数・単比例

地理 日本地理ノ大要

図画 簡單ナル器具ノ透視図

（『岐阜県教育史 通史編近代一』二〇〇

三（平成一五）年二月 岐阜県教育委員会編刊 二二一頁）

明治一九年規則に「国語」という科目名が登場していることが注目される。小学生・教師・保護者に「国語」科の意味が理解されていたのであろう。

その合格ラインは、次の科目の「平均定五分ノ三ニ達スル者」であった。

読方 日本外史

作文 仮字交り文 公私用文

算術 比例マテ

物理 大意 筆答（同上書）

### 3. 教師の担当教科

明治一七年七月創立された福島県立安積中学校の「明治一九年（六月）担当教科一覧」によると、初等中学校和漢文関連の授業は次のような担当であった。

	渡邊敏	山田四郎	木口弘記
第4級	漢文	修身	和文
第5級	作文	修身漢文	和文
第6級	歴史	作文修身	和文
第7級	歴史漢文	修身漢文	和文
第8級	作文	作文修身	和文漢文 作文

1、○印は、師範学校より兼務

2、△は、師範学校への兼務

（福島県立安積高等学校編『安中安高百年史』同校創立百周年記念事業後援会発行 一九八四年六月 一五二頁）

和漢文教師は、漢文、作文、歴史を教えていた。作文の担当の時間を2～1時間として平準化しているように見受けられる。

### 4. 女学校の教授要旨

公立の「群馬県女学校教則」（一八八二（明治十五）年九月）は、次のように「読書科」の指導内容を規定している。

和漢文ノ句読ヲ正シ文法ヲ明瞭ニシ博ク文字に通曉シ作文ノカヲ養成スルヲ要ス故ニ各級定ムル所ノ課書ニ因リ教師ノカ誦法ヲ授ケ或ハ生徒ヲシテ之ヲ輪講セシメ文字ノ音訓意義ノ当否ヲ詳解セシムヘシ其文法書ニ於テハ

倭文ノ例格漢文ノ法式ヲ講明シ文理通達運用自在ナルヲ要ス文字ニ通シ文法ヲ熟知スルト雖モ文章ヲ綴ルニ至リテ其意主ヲ通スル能ハサルハ則チ讀書ノ功ヲ奏セス故ニ此ノ課ニ於テハ併セテ作文ヲ熟知セシム其文体ハ女子消息文諸公用文ヨリ漸次ニ真仮併体文及倭文和歌等ニ至ル或ハ宿題席題ヲ課シ之ヲ作ラシム其文題ハ努メテ実用ヲ旨トシ其作文ハ雅馴ニシテ鄙野ナラサルヲ貴フ（注 四方一瀾『「中学校教則大綱」の基礎的研究』一七九～一八〇頁）

明治十五年当時は、女子にも漢文を課していたことが分かる。

文法学習に〈輪講〉を取り入れており授業に学習者を参加させていたようである。「読書科」は作文力の育成を主目的としている。

#### 5. 技芸学校の授業

一八八七（明治二〇）年 私立親和女学校が神戸市仏教団体によって設立された。四年後に一寺閉鎖されたが、二五年十一月に友国氏によって再興された。次のような授業風景が記録されている。

裁縫は個人教授でお針屋式であるから、朝時から午後三時の放課まで、先生はいつでも教場に出ておられた。

他の学科はそれぞれ時間割に従って所定の場所で所定の科目を習って、また裁縫場へともどるのである。作法や茶の湯の稽古はお寺のお座敷や奥書院などでしたのを覚えている。

修身の時間に論語の講義をきき、読書科では漢文皇朝史略をならい、英語の教科書にアラビヤナイトが使われていた。（「校祖友国先生」兵庫県教育史編集委員会『兵庫県教育史』同教育委員会 278頁）

#### 6. 教会系女学校の教科課程

一八八九（明治二二）年の活水女学校の言語関連の教科課程は、次のようであった。

中等科——日本歴史及語学、旧約聖書歴史、

英文典、新約聖書歴史

高等科——支那歴史並ニ漢文学、支那近世史、基督教徴証論、漢学、本朝文法、論理学、聖書文学

（『活水学院百年史』 一九八〇年三月

活水学院 三二頁）

当然のことながら、協会系の女学校では「和文学」は重視されていなかった。

#### おわりに

明治十四（一八八一）年公布の「中学校教則大綱」は、我が国の中等教育制度の基本的な枠組みを定めた。「教授要旨」は、中等学校の教科目を定め、その目標・内容・方法の大概を方向づけた。各府県は「教則」に盛り込み、教室に具体化することを促した。

その「和文科」の項目では、領域を読書・作文に分け読書は作文力育成のためのものとし、内容として和文及び漢文を位置づけていた。

「教授要旨」を受け止めて、稲垣千穎著『和文読本』と下田歌子編著『和文教科書』の教科書が作られた。稲垣千穎教科書は教材選択に工夫が見られ、下田教科書には指導法に実践の知見が盛り込まれていた。

稲垣・下田の教科書は、「作文力育成を主目的とする和漢文科」という方向づけに従った教科書であり、和文表現の法則性を教え、表現力を育てようとしている。文学を鑑賞し教養を深める、という立場には至っていなかった。

明治二十年代に入って、関根正直編『近代国文教科書』（一八八八〈明治二一〉年）、上田万年『国文学』（一八九〇〈明治二三〉年）、芳賀矢一『国文学読本』（一八九〇年）等によって、①文学を鑑賞する、②教養を深める、③国文学史の知識を教える、という教材選択の観点から国文学教材が開発さ

れ編成されていく。

「和文科」は、明治十九（一八八六）年六月、「尋常中学校ノ学科及其程度」によって「国語及び漢文科」と改められた。女学校の制度化は一八九九（明治三二）年四月の勅令「高等女学校令」を待たねばならなかった。

#### 参考文献

- 1 菊野雅之「古典教科書の始まり—稲垣千穎篇『本朝文範』『和文読本』『読本』—」『国語科教育第 六十九集』二〇〇三年三月 全国大学国語教育学会
- 2 甲斐雄一郎「国語及漢文科の成立」『筑波大学教育学系論集 第 29 卷』二〇〇五年三月 筑波大学教育学系
- 3 甲斐雄一郎著『国語科の成立』二〇〇八年十月 東洋館出版